

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

仙台圏



大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏



消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報



検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆中古車購入時のトラブルに気をつけましょう！

◆インターネットでの旅行予約にご注意～契約条件はよく確認！～

◆消費生活展を開催します！



中古車購入時のトラブルに気をつけましょう！



消費者庁イラスト集より

事例

- ・300万円の中古車が気に入り契約したが、納車前にキャンセルすることになった。事業者から30万円のキャンセル料を請求されたが高額だ。
- ・中古車を購入したが購入時に説明のなかった事故歴があることが分かった。解約したい。
- ・ウェブサイトで「全部込みで47万円」と記載された中古車が気に入り、店舗に出向いたところ、総額5.3万円になると言われた。ウェブサイトに記載された価格以上の金額を支払う必要はあるのか。

★アドバイス★

- 車のコンディションや整備費用、手続きにかかる費用など事前の下調べをしっかりとましよう。
- 契約の時期や解約料等の契約内容の確認を十分に行い、契約は焦らずに、じっくりと購入計画を立ててから慎重に行うようにしましょう。
- 中古車選びに自信のない人は信頼できる販売店で購入するようにしましょう。



インターネットでの旅行予約にご注意～契約内容はよく確認！～

TICKET

TICKET



消費者庁イラスト集より

事例 1

旅行サイトで航空券を予約したところ「エラー」と表示されたので、新たに別のサイトで予約した。後日、航空会社に確認すると二重予約になっており、キャンセルできないと言われた。

事例 2

海外旅行サイトで航空券を予約した。予約確認メールの姓と名が逆になっていたため、問い合わせ窓口に電話をしたが、サイトは日本語なのに顧客対応が英語のみで、何を言っているか分からない。



★アドバイス★

● 旅行サイトの運営事業者を確認しましょう

サイトの運営事業者の**基本情報**（名称、住所、代表者、日本の旅行業登録の有無等）や顧客対応窓口への**問い合わせ手段等**を確認しておきましょう。海外事業者が運営するサイトの場合は**日本語対応の可否等**も調べましょう。

● 予約内容や解約料などの条件を確認しましょう

インターネットでの旅行予約は店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることができません。利用規約等をよく読み、予約内容やキャンセル、変更などの**契約条件**は、**申込みの前に自分自身でよく確かめる**必要があります。

● 予約確認メールは旅行が終わるまで大切に保管しましょう

申込時には、**予約内容が確認できる画面**をよく見ましょう。予約後は**予約確認メール**をすぐに確認することが大切です。不測の事態に備えて**画面を印刷**し、精算が完了し旅行が終わるまで**保管**しましょう。

● 困ったときは、お住まいの近くの消費生活センターに相談しましょう



©宮城県・旭プロダクション



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



参加
無料

消費生活展を開催します！

主催：宮城県、宮城県金融広報委員会 後援：金融広報中央委員会



電話勧誘やインターネットのトラブル、製品事故など…。私たちの身の回りでは、さまざまな消費者トラブルが発生しています。トラブルに巻き込まれないためには、トラブル事例や正しいお金の知識を身に付けることが大切です。

パネル展示やクイズラリー、講座に参加しながら、消費生活やお金の基礎知識が楽しく学べる4日間。ぜひ、足をお運びください！

暮らしに役立つ情報満載！

- ☆消費者をわらう問題商法や金融知識、製品事故などのパネル展示
- ☆消費生活に関するクイズラリー
景品(アニメむすび丸の消費生活センターオリジナルグッズなど)もあります♪
- ☆悪質商法や特殊詐欺被害防止のDVD上映
- ☆消費生活相談員による出張消費生活相談コーナー(当日随時受付)
宮城県消費生活センターの相談員が商品やサービスの契約などについての相談をお受けします。
- ☆くらしと金融に関する情報提供コーナー
金融広報アドバイザーが暮らしやお金に関する疑問にお答えします。※個別相談は不可。
- ☆消費生活講座 参加者募集中(要予約)



消費生活講座

定員：各講座30名 ★事前予約制。定員に達し次第募集を締め切ります。

日時	タイトル	講師
1 日目 12月17日(火) 13:00~14:00	「消費者被害にあわないために」 「特殊詐欺に気をつけて(寸劇)」	宮城県消費生活センター ヒューマンアカデミー仙台校
2 日目 12月18日(水) 13:00~14:00	～ヒトよし、モノよし、世間よし～ エシカル消費	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 東北支部長 大西 二郎 氏
12月18日(水) 15:00~16:00	老後のくらしを豊かにするためのお金の知識と知恵 ～人任せや金融機関任せはキケンです！～	金融広報アドバイザー 仙台青葉学院短期大学教授 松崎 陽子 氏
3 日目 12月19日(木) 15:00~16:00	あなたは知っていますか？ 「トクホ・栄養機能食品・健康食品と医薬品 との違いを！」	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 事務局長 青山 充 氏

「消費生活展」

社会を見つめて 賢い消費者に！

～消費生活とお金の生かし方を考えましょう～

令和元年12月17日(火)～20日(金)

10時～18時(最終日のみ16時)

会場：東北電力グリーンプラザ アクアホール

●問合せ・講座の申込み●

消費生活・文化課までご連絡ください

宮城県環境生活部消費生活・文化課

(宮城県消費生活センター)

仙台市青葉区本町3-8-1

TEL:022-261-5164

FAX:022-211-2959